

資料編

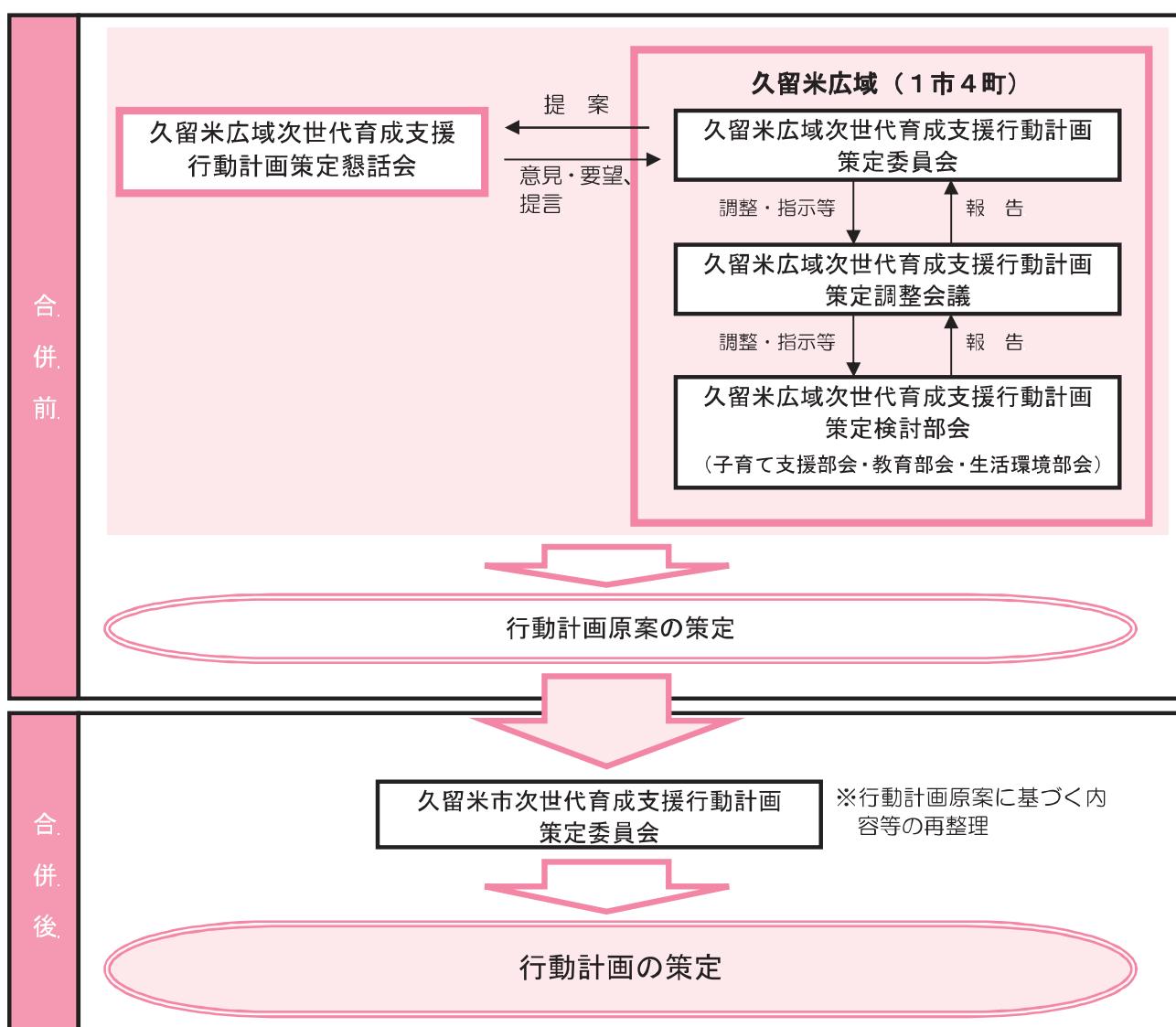
1 計画の策定体制

合併前の行動計画原案の策定体制として、旧1市4町の助役・関係部課長で構成する「久留米広域次世代育成支援行動計画策定委員会」、関係次長・課長等で構成する「久留米広域次世代育成支援行動計画策定調整会議」、関係課担当者等で構成する「久留米広域次世代育成支援行動計画策定検討部会（子育て支援部会、教育部会、生活環境部会）」を設け、計画原案の検討・策定を行いました。

また、各分野の立場から意見を聴き、計画原案策定の参考とするために、旧1市4町の学識経験者や関係団体等で構成する「久留米広域次世代育成支援行動計画策定懇話会」を設置しました。

合併後、所管助役を委員長に収入役、関係部長からなる「久留米市次世代育成支援行動計画策定委員会」を開催し、行動計画原案に基づいて、その内容等を再整理し、「久留米市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

【計画策定体制】



2 計画策定の経緯

期日	内容
平成15年12月～平成16年1月	1市4町において「次世代育成支援に関するニーズ調査」実施
平成16年5月17日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定委員会（第1回）
5月28日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定調整会議（第1回）
6月28日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定検討部会[子育て支援部会]（第1回）
6月28日	特定14事業ワーキングチーム会議（第1回）
6月30日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定検討部会[教育部会]（第1回）
7月3日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定懇話会（第1回） ・策定懇話会会則等の承認 ・行動計画策定体制の報告
7月3日	特定14事業ワーキングチーム会議（第2回）
7月9日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定調整会議（第2回）
7月16日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定委員会（第2回）
7月22日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定検討部会[生活環境部会]（第1回）
7月31日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定懇話会（第2回） ・行動計画原案（骨子案）の検討 ・特定14事業に係る目標事業量の検討
7月31日	特定14事業ワーキングチーム会議（第3回）
8月25日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定検討部会[子育て支援部会]（第2回）
8月26日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定検討部会[教育部会]（第2回）
9月30日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定検討部会[子育て支援部会]（第3回）
10月4日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定検討部会[教育部会]（第3回）
10月6日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定検討部会[生活環境部会]（第2回）
10月13日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定調整会議（第3回）
10月21日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定委員会（第3回）
10月30日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定懇話会（第3回） ・行動計画原案の検討
11月1日～26日	行動計画原案に対するパブリックコメントの実施
11月20日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定懇話会（第4回） ・行動計画原案の検討
12月24日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定調整会議（第4回）
12月27日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定委員会（第4回）

期日	内容
平成17年 1月22日	久留米広域次世代育成支援行動計画策定懇話会（第5回） ・行動計画原案の最終報告 ・策定懇話会提言書
2月 3日	策定懇話会より行動計画原案に対する提言書を提出
2月 5日	1市4町合併
2月 16日	久留米市次世代育成支援行動計画策定委員会

3 久留米広域次世代育成支援行動計画策定懇話会会則

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第8条に基づく市町村行動計画（以下「行動計画」という。）を、久留米市、田主丸町、北野町、城島町及び三潴町（以下「1市4町」という。）で策定するにあたり、各分野の立場からの意見を聴き、計画策定の参考とするため、同法第21条に基づき久留米広域次世代育成支援行動計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は、久留米広域次世代育成支援行動計画策定委員会が行動計画の原案を策定するに際して必要な助言を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、1市4町の長が任命し、委嘱する委員で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成17年2月4日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、1市4町の行動計画策定を担当する課において合同で処理する。

(補則)

第8条 この会則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成16年7月3日から施行し、平成17年2月4日限り、その効力を失う。

4 久留米広域次世代育成支援行動計画策定懇話会 委員名簿

市町名	選出区分	団体名等	役職等	氏名	備考
久留米市	学識経験者	久留米大学	文学部社会福学科教授	菊池 正治	会長
		久留米信愛女学院短期大学	情報社会学科助教授	岡部 千鶴	
	医療関係者	久留米医師会	理事	井上 謙吉	
		久留米歯科医師会	会長	東 春男	
	労働関係団体	久留米商工会議所	専務理事	古賀 義幸	
		連合福岡北筑後地域協議会	幹事	熊谷 直	
	教育関係者	久留米市私立幼稚園協会	会長	藤田喜一郎	
		久留米市小学校父母教師会連合会	母親委員長	近藤 寿子	
	福祉関係者	久留米市私立保育所連盟	総務委員	中嶋 文恵	
		久留米市民生委員児童委員協議会	山本校区会長	高尾 翠	
	青少年育成団体	久留米市子ども会連合会	会長	池田 龍男	
		久留米市青少年育成市民会議	副会長	豊福 幸義	
	子育て支援団体等	子育てボランティア「くるるんるん」	代表	浜口真由美	
		久留米女性会議	代表	永延 桂子	
田主丸町	教育関係者	田主丸小学校父母教師会	副会長	石橋 安子	
	福祉関係者	主任児童委員	代表	竹内 豊利	
	青少年育成団体	田主丸町青少年育成町民会議	会長	田中 尚敏	副会長
	子育て支援団体等	子育てサークル	代表	柳瀬 美和	
北野町	教育関係者	北野町内小学校父母教師会会長	代表	鐘江 秀樹	
	福祉関係者	北野町内保育所園長	代表	守 泰子	
	青少年育成団体	北野町少年補導員連絡協議会	会長	鐘ヶ江保男	副会長
	子育て支援団体等	チャイルドサポートたんぽぽぐみ	代表	池田 幸子	
城島町	教育関係者	城島町内幼稚園園長	代表	吉崎 隆一	副会長
	福祉関係者	城島町内保育所園長	代表	小野 里江	
	青少年育成団体	城島町青少年補導員会	会長	田中 誠	
	子育て支援団体等	城島町育児アドバイザー	代表	山口 京子	
三潴町	教育関係者	三潴町内小学校校長	代表	大津 重昭	
	福祉関係者	三潴町民生委員児童委員協議会	会長	蒲池 隆	副会長
	青少年育成団体	三潴町小中学校父母教師会連絡協議会	母親代表	市川 明美	
	子育て支援団体等	三潴保育園保護者会	会長	永田 多鶴	

5 久留米広域次世代育成支援行動計画原案に対する提言書

久留米広域次世代育成支援行動計画原案に対する提言書

貴策定委員会におかれましては、1市4町の合併を控えた中で、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画づくりに精力的に取り組まれておられますことに敬意を表します。

さて、子どもを取り巻く環境は、社会経済の発展とともに、ますます多様化・複雑化しております。それの中、次世代育成支援対策を体系化する行動計画づくりに懇話会委員として携わる有意義な機会を与えられたことに感謝申し上げます。

今回、私たち委員30名は、昨年7月に各市町の長より委嘱を受け、これまで5回にわたり行動計画に対する取り組み等を含め、それぞれの立場から意見を申し上げてまいりました。委員意見については、かなりの部分が計画原案の中に盛り込まれているところですが、施策実施にあたっても住民意見の反映が求められるものと考えております。

つきましては、今後、原案をもとに新市の行動計画を策定されることになると思いますが、その際には、是非ともこれまでの懇話会における意見等を十分に踏まえられるとともに、行動計画の推進等にあたり参考としていただきたい事項について、下記のとおり懇話会として提言いたします。

記

1. 新市の行動計画を策定するにあたっては、この原案を基本として調整すること。
2. 行動計画の適切な進行管理を行い、着実な推進に努めること。あわせて、施策の実施状況等に関する情報を定期的に公表すること。
3. 行動計画の推進等にあたっては、隨時住民意見の反映に努めること。
4. 施策の実施にあたっては、サービス利用者の視点及びサービスの質の視点に配慮すること。

以上

平成17年1月22日

久留米広域次世代育成支援行動計画
策定委員会 委員長 坂本 正憲 様

久留米広域次世代育成支援行動計画策定懇話会

会長 菊池正治

6 久留米広域次世代育成支援行動計画策定委員会等会則

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく市町村行動計画（以下「行動計画」という。）を久留米市、田主丸町、北野町、城島町及び三潴町（以下「1市4町」という。）で策定するために、次の組織を設置する。

- (1) 久留米広域次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）
- (2) 久留米広域次世代育成支援行動計画策定調整会議（以下「策定調整会議」という。）
- (3) 久留米広域次世代育成支援行動計画策定検討部会（以下「策定検討部会」という。）

(策定委員会)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 行動計画の原案の策定に関すること
- (2) その他行動計画策定に関し必要な事項に関すること

(組織及び会議)

第3条 策定委員会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長4名を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した副委員長がその職務を代理する。
- 5 策定委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。
- 6 委員長は、必要に応じて1市4町の関係職員等の出席を求めることができる。

(策定調整会議)

第4条 策定調整会議は、策定委員会の所掌する事務を円滑に処理するため、策定委員会の委員長の指示を受け、策定委員会に提案する事項などについて協議し、又は調整するものとする。

- 2 策定調整会議の幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 策定調整会議に幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選により選出する。
- 4 幹事長は策定調整会議を代表し、会務を総理するとともに、協議の内容又は調整の経過及び結果について委員長に報告するものとする。
- 5 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 策定調整会議は幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 7 幹事長は、必要に応じて1市4町の関係職員等の出席を求めることができる。

(策定検討部会)

第5条 策定検討部会は、策定調整会議の幹事長の指示を受け、行動計画策定に係る専門的事項に関し、調査、研究及び検討作業を行うものとする。

- 2 策定検討部会として、子育て支援部会、教育部会、生活環境部会を設置し、各々の策定検討部会の分掌する分野はそれぞれ別表3に定めるとおりとする。
- 3 各々の策定検討部会は必要に応じ、ワーキングチームを設置することができる。
- 4 策定検討部会の部会員は、1市4町の職員をもって充てる。
- 5 各々の策定検討部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。
- 6 部会長は各々の策定検討部会を代表し、会務を総理するとともに、協議又は調整の過程及び結果などについて幹事長に報告するものとする。

- 7 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときには、その職務を代理する。
- 8 策定検討部会の会議は、幹事長の求めにより、又は部会長が必要と認めるときを開催し、部会長がその会議の議長となる。
- 9 部会長は、必要に応じて1市4町の関係職員の出席を求めることができる。
- 10 部会長は、必要に応じて関係する他の策定検討部会と合同の会議を開催することができる。

(庶務)

第6条 策定委員会及び策定調整会議の庶務は、1市4町の行動計画策定を担当する課において合同で処理する。

2 策定検討部会の庶務は、当該策定検討部会の部会長の属する市又は町の部又は課において処理する。

(補則)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

2 策定委員会、策定調整会議及び策定検討部会は、行動計画の原案の策定の完了をもって解散する。

附 則

この会則は、平成16年5月17日から施行し、平成17年2月4日限り、その効力を失う。

別表1 策定委員会の構成

久留米市	教育文化部を所管する助役 保健福祉部長	総合政策部長 建設部長	総務部長 教育文化部長
田主丸町	助役	福祉課長	学校教育課長
北野町	助役	住民福祉課長	学校教育課長
城島町	助役	福祉課長	学校教育課長
三潴町	助役	住民福祉課長	学校教育課長

別表2 策定調整会議の構成

久留米市	総合政策課長 保健福祉部担当次長	財政課長 建設部次長	人事厚生課長 教育文化部次長
田主丸町	企画財政課長 学校教育課長	福祉課長 生涯学習課長	健康課長
北野町	企画財政課長 学校教育課長	住民福祉課長 生涯学習課長	健康課長
城島町	総務課長 社会教育課長	福祉課長 建設課長	学校教育課長
三潴町	総務課長 社会教育課長	企画財政課長 住民福祉課主幹	学校教育課長

別表3 策定検討部会の名称及び分掌する分野

策定検討部会の名称	分掌する分野	
子育て支援部会	1. 地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援サービスの充実 ・保育サービスの充実 ・子育て支援のネットワークづくり ・その他（世代間交流の促進など）に関すること
	2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや母親の健康確保 ・「食育」の推進 ・思春期保健対策の充実 ・小児医療の充実に関すること
	3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の親の育成 ・家庭や地域の教育力の向上に関すること
	4. 子育てを支援する生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して外出できる環境の整備に関すること
	5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 ・仕事と子育ての両立の推進に関すること
	6. 子ども等の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・被害に遭った子どもの保護の推進に関すること
	7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策の充実 ・母子家庭等の自立支援の推進 ・障害児施策の充実に関すること
教育部会	1. 地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全育成 ・その他（世代間交流の促進など）に関すること
	2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ・「食育」の推進 ・思春期保健対策の充実に関すること
	3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の親の育成 ・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ・家庭や地域の教育力の向上 ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進に関すること
	6. 子ども等の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ・被害に遭った子どもの保護の推進に関すること
	7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策の充実 ・母子家庭等の自立支援の推進 ・障害児施策の充実に関すること
生活環境部会	4. 子育てを支援する生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な住宅の確保 ・良好な居住環境の確保 ・安全な道路交通環境の整備 ・安心して外出できる環境の整備 ・安全・安心まちづくりの推進等に関すること
	6. 子ども等の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの交通安全を確保するための活動の推進に関すること

7 久留米市次世代育成支援行動計画策定委員会等設置要綱

(設置目的)

- 第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく市町村行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するために、次の組織を設置する。
- (1) 次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）
 - (2) 次世代育成支援行動計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）

(策定委員会)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 行動計画の策定に関すること
- (2) その他行動計画の策定に関し必要な事項に関すること

(策定委員会の組織及び会議)

- 第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。なお、委員長は必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。
- 2 委員長は、教育文化部を所管する助役をもって充て、副委員長は収入役及び教育文化部長をもって充てる。
 - 3 委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 5 策定委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

(調整会議)

- 第4条 調整会議は、策定委員会の所掌する事務を円滑に処理するため、策定委員会の委員長の指示を受け、策定委員会に提案する事項などについて協議し、又は調整するものとする。
- 2 調整会議は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。なお、幹事長は必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。
 - 3 調整会議の幹事長は教育文化部次長を、副幹事長は保健福祉部福祉担当次長をもって充てる。
 - 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。
 - 5 調整会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。
 - 6 幹事長は、調整会議を代表し、会務を総理するとともに、協議の内容又は調整の経過及び結果について委員長に報告するものとする。

(検討部会の設置)

第5条 調整会議には、策定委員会の委員長の承認を得て、必要な検討部会を置くものとする。

(庶務)

第6条 策定委員会及び調整会議の庶務は、教育文化部子ども育成課において処理する。

(補則)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。
- 2 策定委員会及び調整会議並びに検討部会等は、行動計画の策定の完了をもつて解散する。

附 則

この要綱は、平成15年9月9日より施行する。

別表 1 策定委員会の構成

委員長	教育文化部を所管する助役
副委員長	収入役 教育文化部長
委 員	保健福祉部長 総合政策部長 総務部長 人権担当部長 商工部長 建設部長

別表 2 調整会議の構成

幹事長	教育文化部次長
副幹事長	保健福祉部福祉担当次長
幹 事	総合政策部総合政策課長 総合政策部財政課長 総務部次長 市民部次長 商工部次長 建設部次長